

2018年9月20日
株式会社 東京証券取引所
上 場 部

監理銘柄（確認中）の指定について

下記のとおり、監理銘柄（確認中）に指定することになりましたので、お知らせします。

記

1. 銘 柄 寺崎電気産業株式会社 株式
(コード：6637、市場区分：JASDAQスタンダード)
2. 監 理 銘 柄 2018年9月20日（木）から当取引所が上場廃止基準に該当するか
(確 認 中) どうかを認定した日まで
指 定 期 間

条 文 有価証券上場規程施行規則第605条第1項第13号b
(監査証明府令第3条第1項の四半期レビュー報告書を添付した四半期報告書について、法定提出期間の最終日までに提出しなかったときに該当するため)
3. 理 由 寺崎電気産業株式会社（以下「同社」という。）は、四半期報告書について、2018年8月14日までに提出できないことから、企業内容等の開示に関する内閣府令第17条の15の2第1項に規定する提出期限延長に関する承認申請書を提出し、2018年9月14日を提出期限とする延長承認を受けておりました。
同社は2018年9月14日に四半期報告書を提出しましたが、当該四半期報告書は監査法人のレビューが完了していないにもかかわらず提出したものであり、本日現在においても、レビューが継続しており、監査法人から四半期レビュー報告書を受領していない旨の開示を本日より行いました。
同社が、延長承認を受けた法定提出期限の経過後、休業日を除き8日目の日（2018年9月28日）までに、監査証明府令第3条第1項の四半期レビュー報告書を添付した四半期報告書の訂正報告書を提出しなかった場合、当取引所は同社株式の上場廃止を決定します。
今回、当取引所は、同社株式について、監理銘柄（確認中）に指定し、上場廃止となるおそれがあることを投資者に対して注意喚起します。

以 上